

発達障がいとは

発達障がい児・者は、一見ただけでは障がいと分かりにくく、ともすれば親の育て方や本人の努力不足などと誤解されやすい障がいです。

発達障がいは、複数の障がいが重なって現れることもありますし、障がいの程度や年齢(発達段階)、生活環境などによっても症状は違ってきます。発達障がいは多様であることをご理解ください。

ASD

自閉スペクトラム症
(自閉症・広汎性発達障害・
アスペルガー症候群)

SLD

限局性学習症
(学習障害:LD)

ADHD

注意欠如・多動症
(注意欠陥・多動性障害)

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども
発達障がいに含まれます
※知的発達症(知的障害)を伴うことがあります

アクセス



〒810-0073

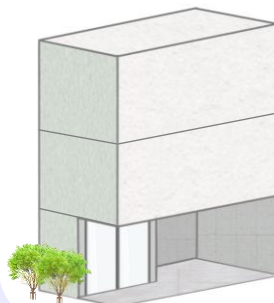
福岡市中央区舞鶴1丁目

4番13号

福岡市舞鶴庁舎内



- | | | | |
|--|--------|------------|------|
| | 西鉄バス | 「長浜一丁目バス停」 | 徒歩3分 |
| | 西鉄バス | 「法務局前バス停」 | 徒歩5分 |
| | 西鉄バス | 「舞鶴一丁目バス停」 | 徒歩5分 |
| | 地下鉄空港線 | 「赤坂駅」3番出口 | 徒歩6分 |
| | 地下鉄空港線 | 「天神駅」1番出口 | 徒歩9分 |



5-7階
福岡市関連事務所

2-4階
発達障がい者支援センター
(ゆうゆうセンター)
障がい者就労支援センター
中央障がい者フレンドホーム

※4階に
ゆうゆうセンターの
窓口があります。

愛称の「ゆうゆうセンター」は、
あなた(YOU)と社会を優しく結ぶ、
そして、みんなが悠々と過ごせるように...
との願いを込められています。



ゆうゆうセンター

福岡市立発達障がい者支援センター

対象となる方

- 発達障がいがあるご本人、そのご家族
- 診断はないが、ご自身またはご家族が発達障がいかもしれないとお悩みの方
- 発達障がいに関わる支援者・支援機関・関係機関（知人・勤務先の方など含む）

※対象となる方の年齢や知的障がいの有無は問いません。

※福岡市にお住まいの方を対象としています。

利用案内

開所時間

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです

利用方法

- 電話やメールでご連絡ください
- ご相談に関する費用は無料です

TEL: (092)753-7411
FAX: (092)753-7412
Mail: youyou@fc-swc.org
<https://fc-swc.org/yuyu>



福岡市 ゆうゆうセンター 検索



利用の流れ



まずは電話やメールで
ご連絡ください

（支援機関・支援者の方は
お電話にてご連絡ください）



相談内容の確認

本人・家族



来所相談

支援機関・支援者



サービス実施

- 個別相談：電話や来所相談にて対応します。
- 機関コンサルテーション：機関の訪問も可能です。
- 来所相談は予約制のため、お待たせする場合があります。

※申込書の提出・本人や家族の同意が必要な場合があります。

福岡市立発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」は、福岡市が設置し、社会福祉法人福岡市社会福祉事業団が運営しています。ゆうゆうセンターは、福岡市社会福祉事業団の個人情報保護に関する基本方針に基づいて個人情報保護を行っています。

事業内容



相談

- 日常生活の様々な困りごと等について、発達障がいに関わるご相談をお電話や来所相談にて受け付けます。



情報

- 学校や保育園、企業など広く市民からのニーズに応じて、発達障がいに関する各種研修会や講座を実施します。
- センター内に発達障がいに関する展示室を常設し、発達障がいについての情報を広く発信します。
- 4月2日の世界自閉症啓発デーや4月2日～8日の発達障がい啓発週間関連イベントを実施します。



連携

- 支援機関や地域のニーズに応じて、一緒に支援やサポート体制を考えていきます。

【実施例】

- ・学校や事業所、企業等への訪問（機関コンサルテーション）
- ・支援会議等への参加
- ・発達障がいに関する研修等への講師派遣